

## Q&A

Q 1 出産後、助成券が残りました。残った助成券はどうすればよいですか？

A 助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査費の領収証があれば、助成券の残りの枚数分を限度に助成可能ですので、助成券を添えて還付助成申請をしてください。

Q 2 助成券の交付を受ける前に受けた妊婦健康診査費は、助成の対象になりますか？

A 助成の対象になります。最終の妊婦健康診査を受診後、助成券が残れば、還付助成申請をしてください。ただし、基本的な妊婦健康診査を行っていることが必要です。妊娠確定検査、超音波検査のみの受診、保険診療分等の受診は対象外ですが、初期の血液検査は対象になります。

Q 3 県外受診のため、助成券が使いません。助成券は破棄してもよいですか？

A 還付助成申請の際に、助成券が必要になりますので、破棄せずに保管してください。また、紛失等した場合でも再交付はできませんので、十分ご注意ください。

Q 4 還付助成申請に必要な領収証原本は返却してもらえますか？

A 返却します。ただし、申請の際、領収証原本に加えて、領収証のコピーを添付してください。領収証原本は、申請受付月の翌月下旬までに、妊婦健康診査費助成通知書と共にご返却します。領収証原本の返却を急がれる場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封していただくか、健康センター窓口で還付助成申請の手続きをお願いします。

Q 5 母子健康手帳交付前に流産しましたが、助成を受けることはできますか？

A 妊婦健康診査にあたる受診があれば、助成できます。流産の検査・手術等の費用は助成対象外です。次回の妊娠と区別するため申請書の出産予定日欄のご記入をお願いします。

Q 6 還付助成申請の手続きはどこでできますか？

A 還付助成申請は健康センターのみが受付窓口となっており、郵送でも受付しています。

Q 7 妊娠中に市外へ転出する場合、還付助成の申請はいつからできますか？

A 宝塚市に住民票がある期間で最終の妊婦健康診査受診日以降に手続きが可能です。転出後は本市の助成券は使用できませんので、転出先の市町村で必要な手続きをしてください。

Q 8 1回の健診につき、複数の助成券を使用することができますか？

A 1回の健診につき、1枚の助成券しか使用することができません。

Q 9 妊婦健康診査費還付申請書は、ホームページから入手できますか？

A 宝塚市ホームページの検索窓に、「妊婦健康診査費還付助成申請書」、又は、ID1023353を入力すると、該当ページが表示されダウンロードできます。



宝塚市ホームページ  
妊婦健康診査費助成制度

Q 10 双子を妊娠しました。助成券は2人分もらえますか？

A 妊婦の方一人に対して14枚の助成券を交付します。多胎児の妊娠の場合も14枚の交付となります。

Q 11 令和4年3月に転入し、令和4年4月以降に助成券の交付を受けました。転入後3月中に受診した妊婦健康診査費の還付助成申請をする予定です。助成額について教えてください。

A 令和4年3月の受診分については、令和3年度の制度が適応されます。一回の受診について、助成可能な上限額が5000円又は、13000円となります。詳細については、健康センターにお問い合わせください。

【問合せ・申請書送付先】宝塚市立健康センター 妊婦健康診査費助成事業担当

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4-1 電話0797-86-0056